

概要

様々な困難に直面する若者たちへの支援における学校、学校の設置者及び地方公共団体の福祉部局等が連携した対応に当たってのポイントを整理したもの

1 学校における対応

- ・社会生活を円滑に営む上で困難を有する児童生徒の状況の把握に努め、必要に応じて困難を有する児童生徒やその保護者（以下「困難を有する児童生徒等」とする。）を適切な関係機関等につないだり、困難を有する児童生徒等に関係機関等が行う支援を周知したりすること。
- ・複合的な困難を抱える場合やつなぐべき関係機関等が分からない場合などにおいては、こども家庭センターなど各地方公共団体の福祉部局のほか、地域の子ども・若者総合相談センターや子ども・若者支援地域協議会に相談することが考えられる。

2 学校の設置者における対応

- ・学校が上記対応を適切に行うため、例えば、スクールソーシャルワーカーの配置、要保護児童対策地域協議会や子ども・若者支援地域協議会の構成員に加わるなどによる日頃からの関係機関等との関係性の構築、地域の関係機関等の連絡先の学校への周知等のような環境整備が考えられる。

3 地方公共団体の福祉部局などの関係機関等（学校やその設置者を除く。）における対応

- ・学校が、困難を有する児童生徒等の情報を提供や支援を求めたりした際は、適切に対応する。
- ・学校の設置者に要保護児童対策地域協議会や子ども・若者支援地域協議会の構成員に加わってもらうなど、日頃からの関係性の構築に努めること。
- ・学校に関係機関等が行う支援の周知を求める際は、学校の負担とならないよう配慮すること。
- ・子ども・若者総合相談センターや子ども・若者支援地域協議会を未設置の地方公共団体においては、学校が把握した状況などに基づき、ワンストップで子ども・若者を支援につなげることができるよう、その設置について検討を進めること。